

第 1 章 調査の目的及び方法

第 1 節 調査の目的

教育課程の評価の意義や重要性に関して、特別支援学校学習指導要領解説では、「教育課程の評価に続いて行わなければならないのは、その改善である。教育課程についての評価が行われたとしても、これがその改善に活用されなければ、評価本来の意義が発揮されない。」として、教育課程の評価を教育課程の改善につなげる必要性にふれており、「教育課程の評価が積極的に行われてはじめて、望ましい教育課程の編成、実施が期待できる。」と述べられている。

各学校においては、編成・実施した教育課程の評価を積極的に行い、その妥当性を検討して、不断に改善を図っていくことが重要である。

本研究では、このような視点を踏まえ、特別支援学校の教育課程に関しては、特別支援学校における教育課程の評価の現状と課題を明らかにすること、及びその評価の観点と方法を示すことを目的としている。

教育課程の評価の観点や方法については、小・中学校等と共通するものもあり、小・中学校等における取組等を参考にできる部分もあるが、特別支援学校として独自に留意すべきものも多いと思われる。

本調査は、本研究の目的を踏まえて、特別支援学校における教育課程の評価についての全国的な状況を把握するとともに、特に全国の特別支援学校が、どのような資料を用いて、どのような評価の項目によって教育課程の評価を行っているか、それらの資料や評価の項目を用いる際の課題は何か等を把握することにした。

特別支援学校における教育課程の評価において用いられている資料と評価の項目を明らかにすることは、その教育課程の評価の状況や課題を、より具体的に把握するために必要なことであり、特別支援学校における教育課程の評価の観点と方法を明らかにするための基礎資料になると考えられる。

これらのうち、特別支援学校における教育課程の評価において用いられる評価の項目に関しては、特別支援学校学習指導要領解説総則等編や教育委員会の指導資料等で例示がなされてはいるが、各特別支援学校において、実際に、どのような評価の項目が用いられているか、その評価における課題点が何か等については、十分に明らかにはなっていない。

本調査では、さらに、教育課程の評価の取組の具体的な状況についても、自由記述による質問項目を設けて調べることにした。併せて、教育課程の評価を教育課程の改善につなげる取組の状況についても調べることにした。

第2節 調査の方法

1. 調査対象

全国の特別支援学校（国公立の本校・分校、ただし、分教室は除く） 1,096校

2. 回答方法

- ・郵送により調査についての依頼文書と調査用紙を送付した。
- ・実際の回答については、別途メールに添付して送付した回答ファイルへの入力のおかげメールによる返信を依頼した。

3. 調査実施期間

平成27年2月27日～4月10日

4. 調査項目の作成

下記の資料・文献等に基づき、素案を作成し、予備調査を実施して、調査項目の作成を行った。

（1）基にした資料・文献等

- ・特別支援学校学習指導要領及び同解説
- ・学校評価ガイドライン⁵⁾
- ・教育委員会、教育センター等による教育課程の評価に関する指導資料^{1) 7) 9)}
- ・研究協力機関の特別支援学校における教育課程の評価の取組の状況や課題
- ・当研究所のこれまでの教育課程の編成・実施に関する先行研究（特に、平成22年度～平成23年度実施の研究³⁾と平成24年度～平成25年度実施の研究⁴⁾）
- ・その他、教育課程の評価に関する書籍等^{2) 8)}

（2）予備調査

下記のように予備調査及び意見聴取を行い、それに基づいて調査項目等の修正を行った。

- ・研究協力機関の特別支援学校9校に対して、調査用紙（案）に回答してもらい、所要時間、調査項目や答え方の妥当性、答えやすさ等について、意見聴取を行った。
- ・研究協力者に対して、調査用紙（案）に関する、調査項目や答え方の妥当性、答えやすさ等について助言を得た。

5. 調査項目

作成した調査項目の概要は、以下の通りである。調査用紙は巻末に掲載した。

- I 学校に関する基本情報
- II 教育課程の評価
 - 1. 教育課程の評価の部署
 - 2. 教育課程の評価についての中心的な参画者
 - 3. 教育課程の評価を実施する時期

- ①学部ごと
- ②学校全体
- 4. 教育課程の評価で使用している資料
 - ①使用している資料と使用の度合い（「よく使用している」「必要に応じて使用している」「あまり使用していない」「使用していない」の4件からの選択）
 - ②あまり使用していない、あるいは使用していない資料について、その理由（自由記述）
- 5. 教育課程の評価項目
 - ①使用している評価項目（提示した項目からの選択）
 - ②評価することが困難な評価項目（最大で5つまで選択）
 - ③評価することが困難と答えた評価項目について、その理由（自由記述）
- 6. 教育課程の評価の取組（自由記述）
 - ①教育課程の類型やコース制に関すること
 - ②幼児児童生徒の各教科等における学習の成果に関すること
 - ③幼児児童生徒の自立活動における達成状況に関すること
 - ④交流及び共同学習に関すること
 - ⑤卒業後を見通した教育課程に関すること
 - ⑥その他
- 7. 教育課程の改善への取組
 - ①教育課程の改善への取組（次のものについて、「十分に行っている」「行っている」「十分には行っていない」の3件から選択）
 - a. 教育課程の評価から、その教育課程の問題点に関する原因と背景を明らかにすること
 - b. 教育課程の改善案の作成
 - c. 教育課程の改善案を実施すること
 - ②教育課程の改善案の作成や実施に関する課題（自由記述）
 - a. 教育課程の評価から、その教育課程の問題点に関する原因と背景を明らかにすること
 - b. 教育課程の改善案の作成
 - c. 教育課程の改善案を実施すること

以上のうち、特に、「Ⅱ 6. 教育課程の評価の取組」で取り上げた①～⑤の5つの事項は、本研究所の過去4カ年の教育課程の研究^{3) 4)}を通して、特別支援学校において重要と考えられる取組である。

6. 倫理的配慮

本調査は、当研究所の倫理審査委員会の許諾を得て実施した。

7. 自由記述による回答の分析

自由記述による回答では、各回答が複数の内容を含むと考えられる場合は、その回答を分割して、別々の回答として扱った。質問の趣旨に合致しないと考えられた回答は、結果の分析から除外した。

「Ⅱ 4. 教育課程の評価で使用している資料」の②、「Ⅱ 5. 教育課程の評価項目」の③、「Ⅱ 7. 教育課程の改善への取組」の②の自由記述については、各回答を、その内容の共通性によって、いくつかのカテゴリに分類し、ラベリングした。各回答のカテゴリへの分類の妥当性については、第1評定者が行った後、第2評定者（2人～3人）が、その妥当性を検討した。担当者間の意見が分かれたものについては、評定者間で協議のうえ決定した。

「Ⅱ 6. 教育課程の評価の取組」については、より詳細に以下の手続きで回答の分類とラベリングを行った。第1評定者が、各質問項目に対する回答を分類しラベリングした。次に、第2評定者が、第1評定者がラベリングしたカテゴリと各カテゴリに振り分けた回答の適切性をチェックした。双方で分類結果が一致しなかった回答については、両者合議のうえで再度振り分けを行い、ラベリングの見直しも行った。第1評定者と第2評定者で各カテゴリの定義づけと回答例を作成し、これに基づいて2人1組の第3及び第4評定者が協議のうえ、分類の適合性をチェックした。第3及び第4評定者の分類結果を受けて、最終的に第1評定者が各カテゴリのラベリングと回答の振り分けを確定した。

引用・参考文献

- 1) 鹿児島県総合教育センター(2001). 新教育課程への対応－新教育課程の評価の在り方－. 鹿児島県総合教育センター.
- 2) 加藤幸次 (2011). 教育課程編成論. 玉川大学出版部.
- 3) 国立特別支援教育総合研究所(2012). 平成 22～23 年度専門研究 A「特別支援学校における新学習指導要領に基づいた教育課程編成の在り方に関する実際的研究」研究成果報告書.
- 4) 国立特別支援教育総合研究所(2014). 平成 24～25 年度専門研究 A「特別支援学校及び特別支援学級における教育課程の編成と実施に関する研究」研究成果報告書.
- 5) 文部科学省 (2010). 学校評価ガイドライン(平成 22 年改訂)
- 6) 文部科学省(2009). 特別支援学校学習指導要領解説総則等編(幼稚部・小学部・中学部). 海文堂出版.
- 7) 埼玉県教育委員会 (2011). 埼玉県小学校教育課程資料. 埼玉県教育委員会.
- 8) 田中統治, 根津朋実編 (2009). カリキュラム評価入門. 勁草書房.
- 9) 東京都教育委員会 (2009). 教育課程の管理. 東京都教育委員会